

No. _____

登園許可証明書

児童名

病名：

上記の者、 年 月 日から頭書の疾病で療養中のところ
軽快したので、 年 月 日から登園してよいことを証明する。

年 月 日

住 所 川崎市 区

医師氏名

印

2 1 感染症り患児の登園（校）停止期間

病 名		登園（校）停止期間	
1	インフルエンザ (様疾患)	学校	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
		幼稚園 保育園	発症後 5 日を経過し、かつ、 <u>解熱後 3 日を経過するまで</u>
2	百日せき	特有の「せき」が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
3	麻疹	解熱後 3 日、せき、発しんが軽快するまで	
4	風しん	発しんが消退するまで	
5	水痘・帯状疱疹	全発しんが痂皮化するまで	
6	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張の発現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
7	咽頭結膜熱	発熱、咽頭及び結膜の発赤消失後 2 日を経過するまで	
8	流行性角結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで	
9	急性出血性結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで	
10	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して 24 時間を経過するまで	

※本証明書書式は川崎市医師会統一の様式ですので、校医、保育園医以外の方も該当者来院の節は、この証明書をご発行下さい。

*インフルエンザ登園停止期間早見表

乳幼児（保育園・幼稚園など）インフルエンザ発熱期間と出席開始日の目安										●発熱	○解熱
発熱期間	第 0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目			
2 日間	●	●	○	○	○	○	出席可能				
3 日間	●	●	●	○	○	○	出席可能				
4 日間	●	●	●	●	○	○	○	出席可能			
5 日間	●	●	●	●	●	○	○	○	出席可能		
6 日間	●	●	●	●	●	●	○	○	○	出席可能	

*一日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。